

4月28日以降に生まれた  
赤ちゃんが対象です



一人につき

10万円が給付されます。



松山市が子育て世帯の

生活を支援！

## 「新生児特別定額給付金」のお知らせ

対象

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生日から給付金の申請日まで継続して、松山市の住民基本台帳に記録されている子ども

申請者

対象の子どもがいる世帯の世帯主で、申請時に松山市の住民基本台帳に記録されている人

# 新生児特別定額給付金は、『世帯主』による申請が必要です！

松山市では、国の特別定額給付金の給付対象にならなかった子どものいる子育て世帯の生活を支援するため、子ども1人につき10万円を給付します。

## 1. 給付金について

### 対象

令和2年4月28日\*<sup>1</sup>から令和3年4月1日までに生まれ、出生日から給付金の申請日まで継続して、松山市の住民基本台帳に記録されている子ども  
(\*1 国の特別定額給付金基準日は、令和2年4月27日)

### 申請者

対象の子どもがいる世帯の『世帯主』で、申請時に松山市の住民基本台帳に記録されている人  
(配偶者等からの暴力などで、住民基本台帳に記録されている松山市の住所と違う場所に居住し、給付対象者を監護している場合は、申請者になれることがありますので、事前に申し出てください。)

### 給付額

子ども1人につき10万円

〈ご注意〉給付金を申請する前に市外へ転出した場合は、対象とはなりません。

## 2. 申請から給付までの流れ

出生届を提出

市から申請書が郵送される

※出生届を提出後、2週間程度で世帯主へ申請書が郵送されます。

申請書に必要事項を記入

※『世帯主』による申請となります。

返信用封筒で送付(郵送)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、『郵送』による申請をお願いします。

市が申請書を受理し、確認

指定口座に振込

※申請書に不備がなければ、2週間程度で振り込まれます。

申請期限 令和3年5月31日(月) ※当日消印有効

お問い合わせ先

松山市 市民生活課 新生児特別定額給付金担当  
☎089-948-6081 8:30~17:00(平日のみ)